

平成27年3月20日

消費者庁
国税庁
農林水産省

食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針

1 指示の指針

食品表示基準に違反している食品関連事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、指示を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も指示を行う。

〔指導を行う場合〕

次に掲げる項目全てに該当する場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。

- ① 食品表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであること。
- ② 違反事業者が直ちに表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っていること。
- ③ 事実と異なる表示があった旨を、社告、ウェブサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供しているなどの改善方を講じていること。

2 書類の整備・保存に関する指導の指針

食品関連事業者が食品の表示に関する情報が記載された書類の整備・保存を怠っており、食品表示法の規定に基づく報告徴収、立入検査等を行った際に、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類について報告又は開示をしない場合は、当該書類を整備・保存するよう指導を行う。

3 公表の指針

- (1) 指示を行った場合には、次の①から③までの事項を公表する。なお、消費者利益の保護の観点から、違反の事実を早急に公表する必要性が高い場

合であって、違反事実が確認されている場合には、指示を行わなくても①及び②の事項を公表することができる。

- ① 違反した食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に照らして不開示情報に該当すると判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- ③ 指示の内容

（２）２の指導をした場合であって、食品の表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が整備・保存されていないことにより、食品表示基準に違反する蓋然性が高いときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- ① 指導を受けた食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 表示を適正に行っていることの根拠となる情報が記載された書類が開示されなかった場合の当該表示事項
- ③ 指導の内容

４ 施行期日

食品表示法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）から適用する。